

事業の目的

令和7年度補正予算 28億円【令和5年度補正創設】

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要**◆ 対象者**

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、子どもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげること。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

◆ 補助基準額：① 6,000円／人（原則として個別健診） ② 5,000円／人（原則として集団健診）

令和7年度補正予算 19億円【令和5年度補正創設】

事業の目的

- 新生児マスクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマスクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマスクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マスクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。

（※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。
 SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

事業の概要

都道府県、指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマスクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。

**【新生児マスクリーニング
検査に関する実証事業】**

都道府県等



医療機関

検査機関

- ①検査内容の説明
(検査結果の調査研究への活用の同意取得)
- ②採血
- ③検体の送付
- ④検査結果
- ⑤検査結果の説明

<実証事業の実施要件>

- ・保護者に対し、検査内容の説明を行うとともに、検査結果を国の調査研究に活用することについての同意を取得すること。
- ・国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うこと。
- ・陽性となった場合に、保護者に対する検査結果の説明やカウンセリング、新生児の治療を実施できる体制を整備していること。

等

連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）

【国の調査研究（こども家庭科学研究）】

- ・地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
- ・保護者向けの情報提供資材又は説明文書の作成 など

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市 ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2 ◆ 補助基準額：6,000円/人 ※検査に関する説明等を含む。

令和7年度補正予算 10億円

事業の目的

- 女性の社会進出などを背景に晩婚化や晩産化が進む中で、女性が妊娠・出産しようとする時期が従前より数年後ろ倒しとなることにより、希望どおりに子どもをもつことが難しくなる可能性がある。また、誰しも、早発卵巣不全などの疾病等による妊娠性の低下に直面する可能性がある。その際の選択肢の1つとして、卵子凍結による妊娠性温存の方法があり、現在、一部の地方自治体において先行して卵子凍結に係る費用助成等の取組が進められているところである。
- 一方で、将来、早期に妊娠性が低下する状態に至る可能性が高い状態、いわゆる広義の医学的適応（※1）の対象範囲については明らかになっておらず、その検討には卵子凍結の実態に関するデータを収集する必要がある。また、このような卵子凍結を行うことによる他の医療への影響も懸念されている。さらに、女性が卵子凍結に関する正しい知識を持った上で選択を行えるようにしていく必要がある。
- そこで、上記のような課題や留意点を踏まえて、広義の医学的適応の卵子凍結に関する検討を行うこども家庭科学研究の研究班と連携し、希望する都道府県において卵子凍結に対する助成を行うことで、卵子凍結に関する様々な課題等の検証を行うことを目的としたモデル事業を実施することとする。

(※1) がん等の治療以外の卵巣手術や、病気そのものにより卵巣機能が低下する場合

事業の概要

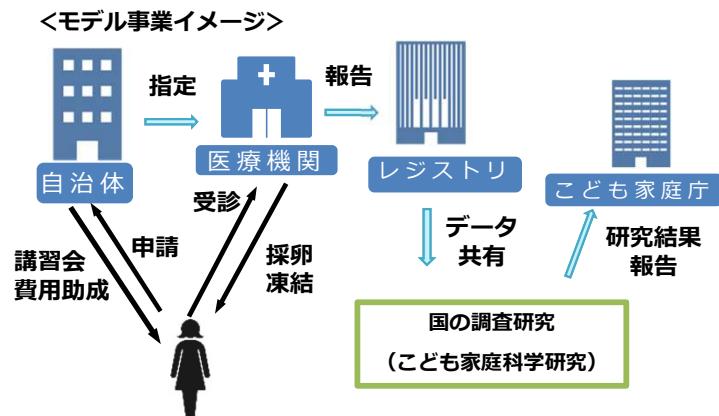
(1) 卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発

卵子凍結を考える方に対する情報提供（講習会等）を実施、または委託する費用を助成する。

(2) 卵子凍結による妊娠性温存等に係る課題検証のためのモデル事業

自治体が指定した医療機関で実施する「卵子凍結」および「凍結卵子を用いた生殖補助医療」にかかる費用の一部を助成（※2）することで、将来、早期に妊娠性が低下する状態に至る可能性が高い女性の卵子凍結に関するデータを収集し、こども家庭科学研究の研究班（※3）と連携して、卵子凍結に関する様々な課題等の検証を行う。

(※) (1) の実施は (2) の必須要件とする。



(※2) 卵子凍結（上限20万円×1回）、症状や疾患がある場合は血清AMH検査費用も助成する。

生殖補助医療（上限25万円、40歳未満は6回まで、43歳未満は3回まで）

(※3) POIリスク分類と有用性・安全性に基づく卵子凍結保存による妊娠性温存指針の作成（R7-9、研究代表者：岩瀬明）

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10/10

- ◆ 補助基準額 (1) 2,173千円
- (2) 100,000千円

令和7年度補正予算 0.7億円

事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）において、「母子保健等におけるこども政策DXを推進する」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5・6年度に「母子保健デジタル化実証事業」を実施し、こども家庭庁とデジタル庁が協力して、デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）を活用し、妊婦健診や乳幼児健診について、マイナンバーカードを受診券として利用できるようにするとともに、問診票をスマホ等で入力できるようにする取組を先行的に実施しているところ。
- 令和6年度より、PMHを活用した妊婦健診及び乳幼児健診において社会保険診療報酬支払基金（以下単に「支払基金」という。）の運用するオンライン資格等確認システムを利用して個人認証を行っており、当該システムの改修費用等に必要な予算措置を行う。

事業の概要

- 支払基金に対して、医療機関がオンライン資格確認等システムと連携するための費用などについて補助を行う。また、本システムの改修費用等について補助を行う。

実施主体等

【実施主体】社会保険診療報酬支払基金 【補助率】定額

令和7年度補正予算 10億円

事業の目的

- 令和6年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による母子保健法の改正により、妊婦健診や乳幼児健診等の事務に関する費用支払事務を国保連合会に委託することができる業務規定を新設し、情報連携基盤を活用した効率的な費用請求・支払事務を行えることとした。
- 現在、医療機関から自治体に対して紙による費用請求等の対応を行っているため、当該費用請求・支払に関するシステムを構築し、費用請求・支払事務をデジタル化する。
- また、里帰り先の医療機関で妊婦健診等を受診した際、当該医療機関と妊婦健診等の委託契約が締結されていない場合、健診費用を一旦医療機関に支払い、後日、住民票所在自治体の窓口で健診費用の償還払い手続きを行う必要があるが、集合契約システムを構築し、里帰り先の医療機関も含めて妊婦健診等の委託契約を締結できるようにすることで、償還払いの手続きなしで、妊婦健診等を受けることができるようになる。
- これらの取組を通じて、母子保健業務における自治体・医療機関双方の費用請求等の事務負担軽減及び業務効率化や、妊産婦・乳幼児の利便性の向上を図っていく。

事業の概要

- 費用請求等の事務負担軽減を図るため、市町村と医療機関間での集合契約を行うための集合契約システムや、健診等の費用請求及び支払を行う請求支払システムの構築に必要な経費について、補助を行う。

実施主体等

【実施主体】公益社団法人国民健康保険中央会 【補助率】定額

令和7年度補正予算 2億円【令和6年度補正創設】

事業の目的

- 入院患者への家族による付添いについては、診療報酬に係る規則（厚生労働省令）において、小児患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えないこととされている。
- また、こども家庭庁が実施した実態調査においても、こどもが入院した際に家族が付添いを行っている状況があることが確認されているが、子どもの付添いを希望する家族において、十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、入院中の子どもの家族の環境整備の取組等の充実を図り、子どもや家族が安心して入院することができる環境改善を推進することを目的とする。

事業の概要

入院中の子どもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の取組を行う医療機関に対して必要な経費を補助する。

(1) 環境改善のための修繕の実施

子どもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。

(2) 環境改善のための物品等の購入

子どもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド、寝具等や、家族の食事のための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族が入院の付添いができる場合において、小児患者が家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助基準額】 (1) 1 医療機関あたり 7,560千円

【補助率】国1/2、都道府県1/2

(2) 医療機関の小児患者に係る1床あたり 20千円

※ただし、1つの医療機関において本事業の補助対象となるのは、一定の期間（10年）につき1回とする。

令和7年度補正予算 1億円【令和6年度補正創設】

事業の目的

- 3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診については、集団健診で行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、身体の状態や発達の評価等を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
 - ①健診医が確保できない
 - ②医師以外の専門職が確保できない
 - ③健診実施に当たっての基本的な運営や、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難といった課題が挙げられた。
- そのため、各自治体において、健診医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を行えるよう支援をし、各健診の全国での実施を目指す。また、都道府県による医師確保のための大学病院への働きかけや技術的助言等を通じて、自治体における健診実施体制の構築を促進する。

事業の概要

- 都道府県事業
 - (1) 関係団体との調整や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
 - (2) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助 (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
- 市町村事業(※3～6か月児、9～11か月児健診の支援については、未実施自治体のスタートアップ支援とする)
 - (3) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助 (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
 - (4) 各健診の運営や基礎的な事項に関する研修、5歳児健診特化のフォローアップ体制の研修費用 (保健師・心理士等の医療従事者・教育関係者が対象) (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)

実施主体等

【実施主体】 (1) (2) 都道府県 (3) (4) 市町村 【補助率】 1/2

【補助基準額】 (1) 1都道府県あたり 1,722千円 (2) (3) 1都道府県あたり・1市町村あたり 884千円
(4) 1市町村あたり 293千円

令和7年度補正予算 3億円【令和6年度補正創設】

事業の目的

- 産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める」とこととされたところ。
- また、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。
- 産後ケア事業のユニバーサル化に向け、受け皿の拡大を進めていくため、産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）に対する改修費等を支援することにより、産後ケア事業の実施体制の強化を図る。

事業の概要

産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）の新設、定員の拡大等を行おうとする設置主体に対して、当該施設の改修に伴い必要となる経費の一部を補助する。



実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】設置主体が市町村の場合：国1／2、市町村1／2(直接補助)

設置主体が民間団体の場合：国1／2、市町村1／4、民間団体1／4(間接補助)

【補助基準額】33,372千円

留意点

次世代育成支援対策施設整備交付金の補助の対象となる場合は、本事業による補助の対象外とする。

令和7年度補正予算 9百万円【令和6年度補正創設】

事業の目的

- 「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の全国展開にあたっては、実際に健診を行う医師の経験不足等が懸念され、健診医の確保に苦慮をしている。そのため、健診を実施できる健診医を養成するために研修の機会を確保する必要がある。
- そのため、「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の研修を実施する団体への支援を行い、乳幼児健診の健診医の養成、質の向上を推進する体制の整備をとおし、1か月児健診及び5歳児健診の全国展開を図る。

事業の概要

- 対象者
「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診を行う医師を中心に、連携を目的とした自治体職員や医師以外の専門職
- 実施方法
 - 開催場所は全国で行ったり、オンラインで実施したりすることで、全国の医師が参加できるようにする。
- 内容
 - 「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の実施に必要な医師の診察手技等の専門性の高い研修を行う。
 - 連携を目的として、自治体職員や心理担当職員や言語聴覚士等の専門職も合わせて研修を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託） 【補助率】1/2 【補助基準額】1団体あたり6,000千円

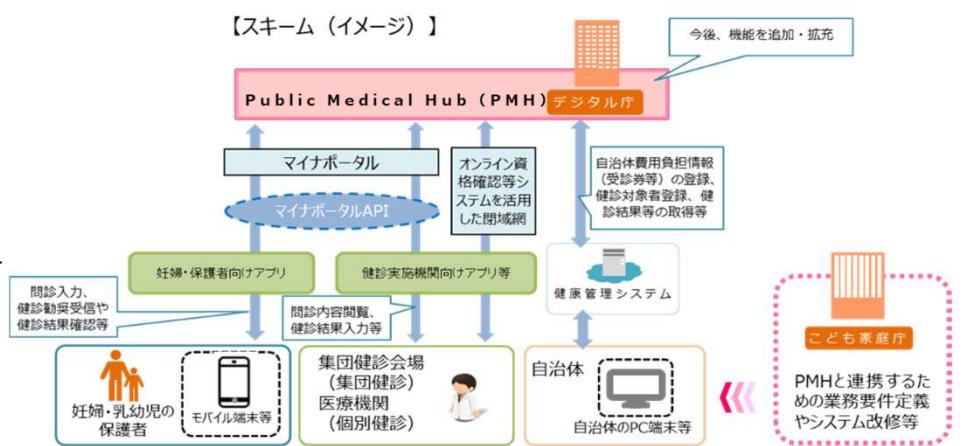
令和7年度補正予算 11億円

事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）において、「母子保健等におけるこども政策DXを推進する」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5・6年度に「母子保健デジタル化実証事業」を実施し、こども家庭庁とデジタル庁が協力して、デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）を活用し、妊婦健診や乳幼児健診について、マイナンバーカードを受診券として利用できるようにするとともに、問診票をスマホ等で入力できるようにする取組を先行的に実施しているところ。
- 引き続き、実証事業の結果等を踏まえ、PMHを活用した情報連携の対象となる母子保健業務の機能追加・拡充（産後ケア事業など）等の検討や、電子母子健康手帳に関する必要な対応、母子保健情報のDB化に向けた検討を行うための実証事業等を行い、母子保健業務のデジタル化等の取組を進めていくことで、住民・自治体・医療機関間の業務の効率化や迅速な情報共有を目指す。

事業の概要

- 母子保健デジタル化等実証事業の全体の進捗管理。
- デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）と連携するための住民、医療機関・自治体等のアプリ・システムの改修等や、集合契約・費用請求システム、母子保健DB等の構築に向けた調査研究、要件定義、その他のPMHに関連したデジタル化の取組を実施。

**実施主体等**

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

令和7年度補正予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 0.2億円

事業の目的

- 早産児、特に極低出生体重児（出生時体重1500g未満）については、壞死性腸炎や敗血症等の合併症の予防や将来的な神経発達予後の改善に、早期の母乳による経腸栄養が有効であるとされている。
- ドナーミルクとは、産婦自身の母乳が得られない場合に、授乳中の方からの善意により提供された母乳を、殺菌処理等して低出生体重児等に供与するものであり、母乳由来の栄養を補給することに加え、未熟な腸でも早期に経腸栄養を開始する最適な方法であり、壞死性腸炎等の予防に有効性があるとして、新生児医療の現場で国際的にも広く活用されている。
- わが国においては、契約医療機関に対してドナーミルクの提供を行う「母乳バンク」が民間団体により運営されているほか、院内において殺菌処理等したドナーミルクを供給する例もみられているが、現時点において、ドナーミルクは食品や医薬品のいずれにも位置付けられていないなどの状況となっている。
- ドナーミルクの法的な位置付けに関する検討を含め、ドナーミルクの安全確保の仕組みや安定供給のための調査研究を進めることを目的とする。

事業の概要

ドナーミルクに関する法的な位置付けを含め、ドナーミルクの安全確保の仕組みや安定供給について、過去の調査研究等で明らかとなった課題を整理する。必要に応じて追加的な調査を実施し、ドナーミルクの安全確保の仕組み及び安定供給に向け、有識者からの知見の収集等も含め、調査研究を進める。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

令和7年度補正予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 3億円

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- これを踏まえ、「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、「プレコンセプションケア推進5か年計画」の策定を行ったところであり、本事業ではプレコンセプションケア概念の幅広い普及を行うことを目的とする。

事業の概要

● プレコンサポーターの養成研修事業【拡充】

プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す「プレコンサポーター」を養成するための研修を行う。

● 自治体支援事業【拡充】

自治体が「地方版推進計画」を策定し、計画的に取組を進められるよう、希望する自治体を集めた「プレコン推進地方自治体会議（仮称）」の運営等を行い、好事例の共有や情報提供・交換を行う。

● プレコンセプションケアに関する情報発信等事業

プレコンセプションケアに関するSNS等を活用した広報啓発、リーフレットや動画等の普及啓発資材の開発、若年世代を対象にした情報発信等を実施する。これにより、「プレコンセプションケア」概念の幅広い普及とともに、性別を問わず、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、適切な健康管理を行うことを目的とする。

● プレコンセプションケアの提供のあり方に関する推進協議会の運営等

「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、当事者のニーズに沿った取組や支援が実施できるよう、当事者、有識者等を集めた「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する推進協議会（仮称）」の運営等を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方等に対する都道府県の取組の支援等

成育局 母子保健課

令和7年度補正予算 7億円

〔【都道府県】旧優生保護補償金等支給等業務都道府県事務取扱交付金 2億円
【子ども家庭庁】旧優生保護補償金等支給等業務庁費 5億円〕

事業の目的

- 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「補償金等支給法」という。）に基づく補償金等について、その早期の請求につながるよう、都道府県の取組を後押しするとともに、国の周知広報の強化や円滑な請求手続のための支援を行う。

事業の概要

①都道府県が、補償金等支給法の対象となる方に対する個別通知等に取り組む場合に必要な費用を交付する。

1 都道府県当たり 5,113千円（標準） ※取組内容に応じて配分額を調整

②子ども家庭庁において、補償金等支給法に基づく補償金等の対象となる方に対し、制度の周知を行うための新聞等による周知広報や、弁護士による請求手続のサポートを行う事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】 ①都道府県、②子ども家庭庁

【補助率】 ①国：10／10、②－

【①の根拠法令】

- ・補償金等支給法第36条
- ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（令和6年政令第383号）

令和7年度補正予算 15億円
(デジタル庁一括計上)

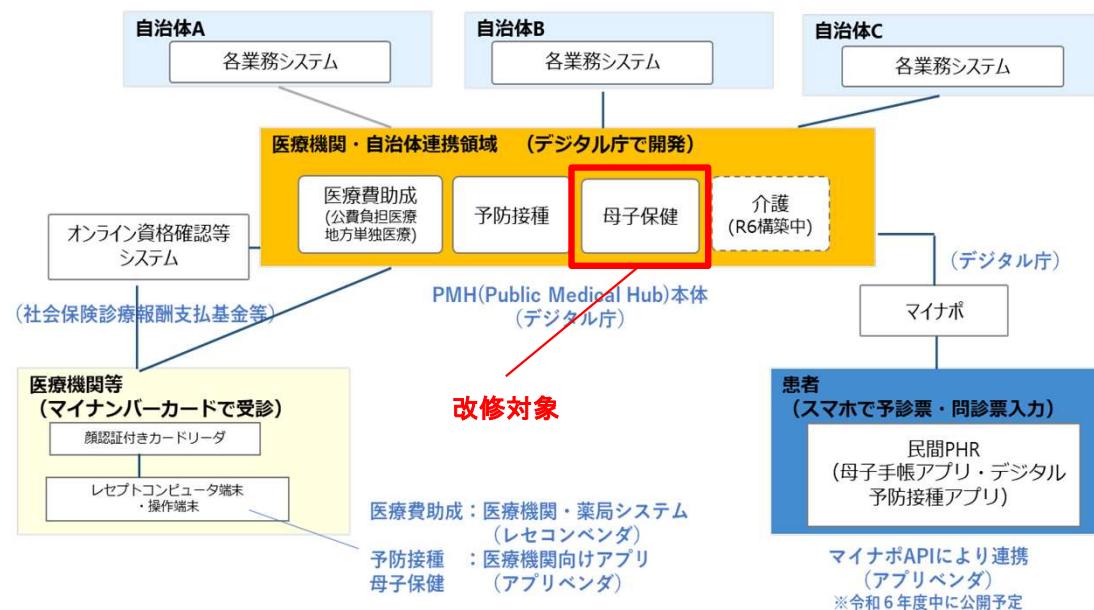
事業の目的

自治体と医療機関をつなぐ情報連携基盤Public Medical Hub(PMH)について、令和8年度以降の全国展開に向けて、母子保健事業（健康診査および産後ケア）についてマイナンバーカード1枚・スマホ1つで受診・利用や結果の閲覧等ができる環境の整備を行い、国民の利便性向上、自治体・医療機関等の業務負担軽減を実現するため、PMHに必要な機能拡充等の整備を実施する。

事業の概要

Public Medical Hub(PMH)の機能うち母子保健の分野について、令和8年度以降の全国展開を見据えて必要となるPMHの機能の拡充（電子母子健康手帳への対応や産後ケア事業など対象事業の追加などを想定）を行う。

【PMHシステム構成図】



実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）